

みらい1分ニュースレター

2010/3/8 第30号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

前回に引き続き、非居住者企業への報酬の支払いについて、国税庁の回答をご参照ください。国内に関連機構を有していなくても、請負工事やサービスの提供が、課税根拠となる場合をご確認ください。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

非居住者企業関連問題に対する国税局の質疑応答

その2-非居住者企業への報酬などを支払う場合

←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年6月24日
- ✓ 定 義： 非居住者企業とは、外国（地域）の法律に基づき設立されているもののうち、下記の企業を指す。
 - A. 外国（地域）の法律に基づき設立されているものの、中国国内に関連機構があり、一方で管理機構は外国にある企業
 - B. 外国（地域）の法律に基づき設立されているものの、中国国内に管理機構及び関連機構を設置していないが、中国からの所得を得ている企業

←解説

◆ [租税条約を交わしていない国の非居住者企業に報酬を支払う場合]

租税条約の非締約国の非居住者企業は、中国にコンサルタントを派遣し、コンサルティング業務を行う場合、25%の企業所得税を納付しなければなりません。

◆ [請負工事を行った場合、企業所得税の課税根拠となるか?]

非居住者企業が工事を請け負い、一定期間を経過した場合、企業所得税の課税根拠となります。なお、突発的な事情又は季節等の影響により工事が一時的に中止された場合、当該中止期間も継続して工事を請け負った期間とみなされます。

◆ [確定申告の必要性]

中国において、1年以上にわたり、請負工事またはサービスの提供を行う非居住者企業は、中国で確定申告をしなければなりません。1年以上とは、累計ではなくは連続した期間が1年以上であることを指します。

◆ [支払賃借料に対する税率]

中国で関連機構を設立せず、代理人を通じて賃貸借を行う場合、支払賃借料の源泉税率は10%となります。一方、関連機構を設立し、当該管理機構が支払った賃貸料の受領主について、当該関連機構と何らかの関係性が認められる場合、賃借料は当該非居住者企業の営業利益とみなされ、25%の企業所得税を納付する必要があります。

執筆：潘 妹蓉 (pan shu rong)

みらいコンサルティンググループ

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇ [名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

